



平成24年度 一般会計当初予算成立

—— 当初予算額 1千1百6拾1億3千8百万円 ——

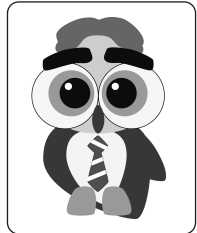


・ 財政調整のための基金残高は、4年ぶりに減少

平成24年度	平成23年度	比 較
7,925百万円	8,126百万円	△ 201百万円

・ 市債残高は、平成21年以降、3年連続で減少

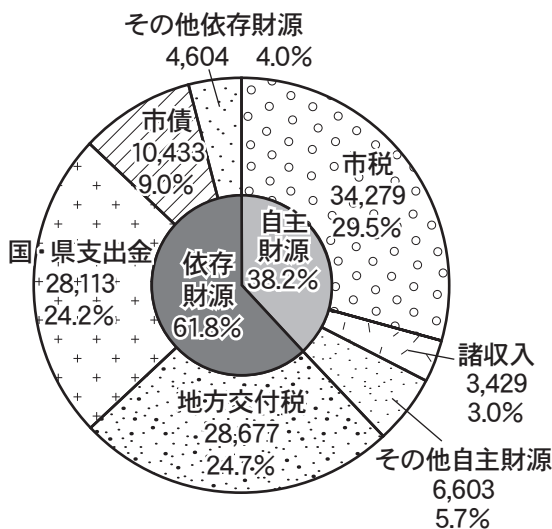
平成24年度	平成23年度	比 較
172,159百万円	173,239百万円	△ 1,080百万円



イメージキャラクターです。
可愛がって下さい。

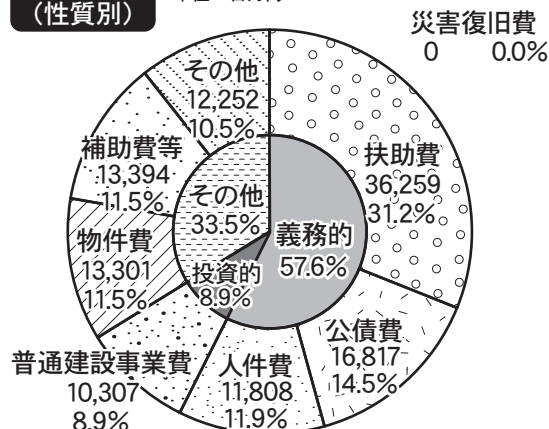
歳 入

単位：百万円



歳 出 (性質別)

単位：百万円



平成24年度 予算編成の基本的な考え方

施策の優先度の評価や財政プランの検証を通じ、予算の配分を行うとともに、スクラップ&ビルド(事業のなかでの必要の無いものを検査し廃止し、新たに制度を作る)の徹底と更なる経費節減を念頭においた予算編成となっています。

今回、小中学校の耐震化を図るための改築や浪岡地区合併特例債事業の本格化に伴い、青森市と浪岡町合併後の最大の予算規模になりました。

〈主な取組み〉

- 市民の命を守る優先的・緊急的な取組み
 - 庁舎等耐震対策事業
小柳小学校・金沢小学校・横内小学校・筒井中学校・東中学校の耐震化等改築事業
 - 原子力災害対策プランの検討(仮称)
 - 新城分署・浪岡消防署建設事業
 - 危機管理課の設置
- 再生可能エネルギー・資源リサイクル対策の推進
 - 新・省エネルギー設備導入推進事業
 - クリーンエネルギー自動車普及促進事業(電気自動車導入)
 - 環境省への職員派遣
- 自治基本条例及び子どもの権利条約の制定について
- 子どもの医療費助成事業の拡充
小学生の入院に係る医療費助成を今年7月診療分から実施
- 住宅リフォーム助成事業の実施
 - 元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業
 - 住宅リフォーム促進支援事業
 - 民間建築物耐震診断・普及啓発事業



平成24年第一回定例会は市民の皆さまからいただいた意見を主な質問としていきます。

質問項目

- *政治姿勢について
- *地域防災計画について（原子力災害対策プランについて）
- *青森市役所庁舎建て直しについて
- *青森市行政改革プランについて
- *雪対策について
- *指定管理者制度について
- *紙の削減について
- *災害時要援護者避難対策について
- *福祉避難場所について

青森市役所庁舎建て直しについて

本庁舎の応急補強工事をしたが、現在の安全性はどうなのか？

答弁 平成22年度の耐震診断の結果、第一・第二庁舎棟、急病センター棟のペントハウスについて倒壊または崩壊する危険性が高いとされ、ペントハウスについては撤去した。

平成23年11月に応急補強工事をして、それまでの危険性が「高い」から危険性が「ある」に改善されましたが、あくまでも緊急的・応急的な工事で大地震時には危険な状況にある事には変わりがない。市として早急な対応が必要で平成30年度を目標に、可能な限り前倒しできるような庁舎整備の基本方針を決定したい。

庁舎整備にあたって行政サービスの低下をさせないために耐震補強で利用できる施設は使っていく方針で検討する。（耐震基準・震度6弱～7）

雪対策について

- ①除排雪費の契約の見直しについて（出勤回数に応じた出来高にすべきでは）
- ②除排雪作業の方法について
- ③除排雪の安全対策について
- ④除排雪重機の効率的稼働について
- ⑤市が直接、除排雪ができる体制について
- ⑥財政問題について（市民にとって、除排雪に必要な経費について財政上の縛りをしていないか）

答弁 青森市の除排雪の契約期間11月1日～3月31日までで、契約方法は大きく分けて2通りあります。

①シーズン契約方式

主の一般家庭の道路、生活路線と言われる路線で、業者の自主的判断で出勤する方式で迅速な対応が可能となっています。

累計積雪量400cm～600cmであれば、契約額の変更はなく、400cm以下だと減額、600cm以上だと増額されます。

この方式は業者にとって一定の収入があり安定した収入が見込め、必要な車両の調達や冬期間の安定雇用が可能で平成8年より徐々に増やして、現在、幹線、補助幹線の一部を除き、全工区で実施している。

単価については直近6年間の降雪量を基に算出し、今年度は県と同様の単価に増額見直しを行った。

降っても、降らなくても同じ支払い額のため、出勤回数の多い業者と少ない業者では不公平感が出てきている。

②単価契約方式

幹線、補助幹線が主で、出勤した出来高に応じて支払う単価契約（浪岡地区は、すべて単価契約による契約方法）今後、青森市では除排雪について抜本的に見直しを検討する。

除排雪制度の内、今冬のスクラム排雪はこの制度が発足してから、町会も費用の一部を負担しなければならなかったことから、活用されることがほとんどない状態になっている。

指定管理者制度について

地域性の高い市民センターの管理・運営については、今後も地域の町会で組織する「管理運営協議会」に非公募でお願いすると思うが、どうか。

答弁 一つには、地域住民相互の交流、生涯学習の充実及び地域福祉の増進等を促進するための施設であること、二つには、これまでも地域との密接な関係のもとに運営されてきていること、三つには、市民センターの維持運営に關しては、地域住民との連携・協力が不可欠であることから、市民センター10館については公募によらず、地元住民団体で組織されている管理運営協議会に管理運営を委ねてきた。

市民センター10館のうち7館については、平成24年度をもって5年間の協定期間が満了となることから、今後関係機関と協議しながら検討していく。

▼スクラム排雪とは、町会からの申し出により、市民雪寄せ場の排雪を行うもので、市・町会がお金を出し合い排雪を行う制度で、スクラム排雪が実施されたのは平成18年からで、それ以前は市民雪寄せ場の排雪は町会からの要請に基づき排雪がされていた。



災害時要援護者避難対策と福祉避難場所について

答弁 災害時要援護者への支援が十分に機能しなかった経験を踏まえ、現在、本年3月末を目途として、地域の関係者や障害者・難病患者の各団体の代表の皆様からご意見を伺いながら要援護者避難支援プランの取組の見直しを行っている。

視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者・身体虚弱者等の障害者毎の避難場所の確保について

一般の避難所での福祉避難所の機能の整備や、民間の社会福祉施設等との協定の締結など福祉避難所の確保に向け、現在その作業を進めているところである。

☆ご意見・ご要望をお待ちしています☆

社民党・市民の会控室 藤田 まこと

TEL:017-734-5692 FAX:017-722-8902